

別表第1（第4条、第7条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費及び雇用奨励金		補助率又は金額	限度額		適用期間
2段階立地型	事業所運営費	県認定シェアオフィス利用料	2分の1以内	合わせて2年間における限度額 50万円	2年間における限度額 <u>500万円</u>	2年間
		人材研修に要する経費	2分の1以内			
		人材募集に要する経費	2分の1以内			
	県内新規雇用奨励金	県内での新規雇用に係る奨励金 ・6月以上継続して雇用された県内新規雇用者が対象 ・ただし、初回申請時以外は当該事業所における県内新規雇用奨励金対象者数の純増分のみが対象	週30時間以上勤務する県内新規雇用者： 1人当たり30万円	6月の雇用を達成後、1人につき1回限り		
			週20時間以上週30時間未満勤務する県内新規雇用者： 1人当たり15万円			

※補助対象経費に公租公課は含みません。

別表第3（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助対象経費及び雇用奨励金		補助率又は金額	限度額		適用期間
中山間定着型 ※補助事業の実施にあたって市町村の補助を受けることを条件とする。	事業所運営費	県認定シェアオフィス利用料	2分の1以内	合わせて3年間における限度額50万円	3年間における補助限度額 1,500万円	3年間
		人材研修に要する経費	2分の1以内			
		人材募集に要する経費	2分の1以内			
	事業所開設費	償却資産の取得に要する経費	5分の1以内	100万円	補助金対象期間の開始日から、6月以内	
県内新規雇用奨励金	県内での新規雇用に係る奨励金 ・6月以上継続して雇用された県内新規雇用者が対象 ・ただし、初回申請時以外は当該事業所における県内新規雇用奨励金対象者数の純増分のみが対象	週30時間以上勤務する県内新規雇用者：1人当たり30万円 週20時間以上週30時間未満勤務する県内新規雇用者：1人当たり15万円	6月の雇用を達成後、1人につき1回限り	3年間		

※補助対象経費に公租公課は含みません。

別表第4（第5条第2項関係）

補助対象者	市町村		
補助対象経費	(1) 補助対象経費		
	企業や個人が入居又は使用し、事業活動や相互に交流できる環境を備えた施設（以下「シェアオフィス等」という。）に設置する什器、備品等の購入等に要する費用。ただし、市町村が所有又は借り受ける施設に限る。		
	(2) 補助対象経費の詳細		
	什器・備品・設備等	シェアオフィス等の運営に必要となる什器・備品の購入及び設置に要する費用（配送料及び空間の快適性を向上させるために必要な什器・備品を含む。）	
	システム等	監視カメラ、施錠システム等、セキュリティ実装に要する費用 予約等システム、ホームページなどサイト構築に関する初期費用	
	バリアフリー	バリアフリー対応に要する費用（工事費を除く）	
	Wi-Fi 環境	Wi-Fi 環境の導入又は増強に要する費用	
	(3) 補助限度額		
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	<p>①耐震性について以下のア、イいずれかを満たすこと</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降に建築確認を受け、着工した建築物については（※1）を満たすこと</p> <p>イ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、着工した建築物については（※2）を満たすこと。</p> <p>※1 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物に適用される耐震基準（以下、「新耐震基準」という）。</p> <p>※2 新耐震基準の確認ができない建築物については、第三者による定期調査報告書等（※3）で適切に管理及び運営されていることが確認できること。また、入居規約等で建築確認日について明記するとともに入居者へ説明すること。</p> <p>②借り受ける施設については、事業完了後、補助対象者がシェアオフィス等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結すること。</p> <p>③対象となる施設に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。</p>		
補助率	2分の1以内		

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。